

2025 年度 藤阪小 PTA「臨時総会」(書面開催)

次 第

期間：2025 年10月8日(水)～17 日(金)

方法：書面にて実施

<案件>

議案第1号 規約の一部改正について

以上

第1号議案 枚方市立藤阪小学校PTA規約の改正について

1. 主な改正の趣旨

- ・PTA への加入意思を確認する団体へ移行する。
- ・学年委員、専門委員など役員以外の役職を廃止し、体制と会議体のスリム化を図る。
- ・年度ごとに活動内容を決定し会費についても上限内で流動的に決定できるようにする。

2. 改正内容(案)について

- ・別表1「枚方市立藤阪小学校PTA規約改正(案) 新旧対照表」のとおり

3. 規約の改正施行に伴う暫定措置について

- ・即日施行とするが、2025 年度内は改正前の規約も参照しながら暫定的に運営することとし、2026年度に向けた加入確認、役員選出、活動内容案の作成については規約を全面適用することとする。

4. その他

- ・規約改正に伴う「細則の改正」については役員会での決定事項となるため、後日、決定後に周知する。

<別表1>

枚方市立藤阪小学校PTA規約改正(案) 新旧対照表

改正前	改正後	考え方
第1章 総則 第1条(名称及び所在地) この会は、枚方市立藤阪小学校PTAと呼び、事務所を藤阪小学校(以下「本校」という)内に置きます。 第2条(目的) この会は、教育基本法 of 精神にもとづいて、この会の会員である保護者と教職員とが一体となって児童の福祉の増進をはかり、あわせて会員相互の親睦と研修をはかることを目的とします。 第3条(方針) この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動します。 (1)この会は、児童の教育と福祉の	第1章 総則 (変更なし) (変更なし) (変更なし)	

増進のため活動しますので、この方針に基づく他の団体及び機関と協力します。 (2)この会は、営利、宗教的または、政治的な活動は行いません。 (3)この会は、自由で主体性をもった活動をしますので、他の団体または機関の看守を受けません。 第4条(PTA協議会への加盟) この会は、枚方市、大阪府、日本PTA協議会に加盟します。	第4条(PTA協議会への加盟) 枚方市、大阪府、日本PTA協議会への加盟及び脱退については、総会の議決で決定するものとします。	この会が加入意思を確認する団体へ切り替えることにより、市、府、国単位の各PTA協議会からの脱退及び加盟についても主体的に決定することにします。
第2章 会員 第5条(資格) この会の会員は、次の通りです。 (1)本校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる保護者(以下「保護者」という) (2)本校に勤務する教職員 第6条(非加入及び退会の意思表示について) 前条の資格を有するもののうち、非加入あるいは退会を希望するものは、新年度が始まる4月中にこの会宛に書面にて意思表示をしなければならない。 第7条(権利と義務) この会の会員は、全て平等の権利を有し義務を負います。 第8条(会員の個人情報の取り扱いについて) この会の活動を推進する為に必要とされる個人情報の取得や利用、管理	第2章 会員 第5条(加入資格) <u>この会への加入資格をもつものは、</u> 次の通りです。 (1)本校に在籍する児童の父母、またはこれにかわる保護者(以下「保護者」という) (2)本校に勤務する教職員 第6条(加入及び退会の意思表示について) 1. 前条の資格を有するもののうち、<u>この会への加入を希望するものは、毎年度、この会宛に書面にて意思表示をしなければなりません。</u> 2. 年度途中で退会を希望するものは、<u>この会宛に書面にて意思表示をしなければなりません。</u> (変更なし) (変更なし)	加入希望者を募るため、会員の定義を「加入資格」に変更します。 最も大きな変更となります。管理上、毎年度、加入及び非加入を確認する団体へ移行します。会費の取り扱いについては第7章を参照してください。事務上の手続きは細則で定めま

については「枚方市立藤阪小学校 PTA 個人情報取扱方法」に定め適正 に運用するものとする。		
第5章 総会 第17条(総会の性格と構成) 総会は、この会の最高決議機関であり、全会員をもって構成します。 第18条(総会の開催と通知) 1. 定期総会として、予算総会及び決算総会をそれぞれ年1回開催するものとします。同時開催することも可とします。 2. 会長は、次の場合には、臨時総会を開かねばなりません。 (1)役員会が必要と認めた場合 (2)全会員の10分の1以上の要求があった場合 3. 総会は、その目的、内容、日時、場所を記載した文書によって、開催日の5日前までに全会員に通知するものとします。 第19条(総会の成立、議決及び議長) 1. 総会は、全会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)で成立します。 2. 総会の議決は出席全員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長が決めるものとします。 3. 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出します。 第20条(総会の決議事項) 総会で決議する事項は、つぎのとおりです。	第3章 総会 第9条(総会の性格と構成) (内容変更なし) 第10条(総会の開催と通知) 1. 定期総会として、予算総会及び決算総会をそれぞれ年1回開催するものとします。同時開催することも可とします。 2. 会長は、次の場合には、臨時総会を開かなければなりません。 (1)役員会が必要と認めた場合 (2)全会員の10分の1以上の要求があった場合 3. 総会は、その目的、内容、日時、場所を記載した文書によって、開催日の5日前までに全会員に通知するものとします。<u>但し緊急の場合については、5日未満での開催も認めるものとします。</u> <u>4. 総会は、書面開催も可とし、その場合も前項を準用します。</u> 第11条(総会の成立、議決及び議長) 1. 総会は、全会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)で成立します。 2. 総会の議決は出席全員の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長が決めるものとします。 3. 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出します。<u>議長については役員からの選出も可とします。</u> 第12条(総会の決議事項) 総会で決議する事項は、つぎのとおりです。	最高決議機関である「総会」をその他機関より先に記載します。 言い回しの修正 緊急事態を踏まえた条項を追記しておきます。 安心して書面開催できるよう、規約上にも明記しておきます。 その場で議長を募るのは慣れない運営の中で難点が多く儀礼的でもあることから、役員による議長進行を認めることを明記しておきます。

(1)役員及び会計監査委員の選出 (2)事業計画と予算 (3)事業報告と決算 (4)規約の改正 (5)その他の重要事項(「枚方市立藤阪小学校 PTA 個人情報取扱方法」「枚方市立藤阪小学校PTA慶弔規定」の改正など)	(1)役員及び<u>会計監査</u>の選出 (2)事業計画と予算 (3)事業報告と決算 (4)規約の改正 (5)その他の重要事項(<u>各PTA協議会への加盟及び脱退</u>、「枚方市立藤阪小学校 PTA 個人情報取扱方法」の改正など)	会計監査委員の名称変更 慶弔規定自体を削除します。PTA 協議会の加盟についてもこの条項に記載しておきます。
第3章 役員及び役員会 第9条(役員の種類と定数) 1. この会の役員は、次の通りです。 (1)会 長 1名 (2)副会長 2名 (3)書 記 2名 (4)会 計 2名 (5)顧 問 2名 2. 各役員は、他の役員を兼ねることはできません。 3. 顧問は、前年度役員から選出します。 4. 自然災害などによる不測の事態においては、役員が他の委員を兼ねる場合があります。 第10条(役員の任期) 1. 役員の任期は、1年とします。ただし、再選はさしつかえありません。 2. 役員は、任期満了後も、後任者が選任されるまで職務を行います。 3. 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格します。ただし、この場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とします。 4. 会長以外の役員に欠員が生じたときは、会員より選出して補充します。ただし、この場合は全会員に報告するものとし、また、後任者の任期は前任者の残任期間とします。 第11条(役員の選出) 役員の選出は、第10条4項の場合を	第4章 役員及び役員会 第13条(役員の種類と定数) 1. この会の役員と<u>定数</u>は、次の通りです。 (1)会長 1名 (2)副会長 <u>1名～2名</u> (3)<u>総務</u> <u>1名～2名</u> (4)書記 <u>1名～2名</u> (5)会計 <u>1名～2名</u> 2. 各役員は、<u>原則</u>他の役員を兼ねることはできませんが、不測の事態においては、<u>兼ねることができます</u>。 第14条(役員の任期) 役員の任期は、1年とします。ただし、再選はさしつかえありません。 (第2項以降は削除) 第15条(役員の選出) 役員の選出は、<u>総会</u>において承認さ	専門委員の廃止に伴い、各委員長の代わりとなる「総務」を追加します。活動内容により役員の必要人数が変動することも想定できるため、流動的な人数規定とします。 また、前年度役員を拘束する「顧問」については役員から廃止します。 続けて「役員」を行いたい場合は翌年度役員に立候補することになります。 不測の事態においては兼職を可としておきます。 後任者が決まらない、欠員が生じたときなどの不測の事態への対応は細則で定めます。

除き、総会において承認される必要があります。 第12条(役員の任務) 1. 会長は、この会の代表者であり、会務を統括し、総会をはじめとする各会の招集を行うほか、各委員の委嘱を行います。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行します。 3. 書記は、この会の主要会議の議事内容及び活動に関する記録、通信、資料の保管等を行います。 4. 会計は、この会の会計事務を行い総会において予算、決算の報告をします。 5. 顧問は、この会の相談・サポート役を行います。 第13条(役員会の構成) 役員会は、第9条の役員によって構成され、校長及び教頭は、役員の依頼により、または自ら必要に応じてこれに出席できるものとします。また、会員向けの通知等では「PTA 本部」と呼称する場合があります。 第14条(役員会の任務) 役員会の任務は次の通りとします。 (1)規約ならびに総会の決議に従ってこの会の案件を処理すること。 (2)事業や行事の企画立案や各委員会が企画した行事等の調整。 (3)総会に提出する案件の審議 (4)総会の決議を要しない細則等の	<u>れる必要があります。ただし、欠員による対応など不測の事態においては事後の周知も可とします。</u> (削除) 第 16 条(役員会の構成) <u>1. 役員会は、第 13 条の役員によって構成されます。</u> <u>2. 会員向けの通知等では「PTA 本部」と呼称する場合があります。</u> <u>3. 校長及び教頭は、会長の依頼により、または自ら必要に応じてこれに出席できるものとします。</u> <u>4. 会長は、必要に応じて、役員経験者をはじめ、オブザーバーを役員会に参加させ、意見を聞くことができます。</u> 第17条(役員会の任務) 役員会の任務は次の通りとします。 (1)規約ならびに総会の決議に従ってこの会の案件を処理すること。 (2)事業や行事の企画立案や調整。 (3)総会に提出する案件の審議。 (4)総会の決議を要しない細則等の改正と周知。	不測の事態について記述しておきます。 役職名が各役員の任務の第一義を示していることから、詳細な任務規定については細則に明記することになります。 記述を細分化します。 「顧問」の位置づけのあった役員経験者についてはここで登場します。必要に応じて招集するものとし、その他人員も呼べるようにします。 専門委員を想定した記述を削除します。
---	--	--

改正と周知及び専門委員会の再編成及び臨時委員会の設置	(5)必要に応じて臨時委員を設置し選解任を行うこと。	臨時委員の選解任のみ記述を残します。
第4章 会計監査委員 第15条(会計監査委員の定数と任務) 1. この会の経理を監査するため、2名の会計監査委員を置きます。 2. 会計監査委員は、年1回決算総会前に、この会の会計監査を行うものとし、なお、役員会の要請があった場合は、年度途中に会計監査を行う必要があります。 3. 会計監査委員は、役員及び他の委員を兼ねることはできません。 第16条(会計監査委員の選出) 1. 会計監査委員のうち1名は、前年の役員より選出し、残り1名は教職員から選出することとし、本条3項の場合を除き総会において承認される必要があります。 2. 前年の役員の中に卒業・転出等の理由により該当者のいない場合には、役員に準じて選出します。 3. 会計監査委員に欠員が生じたときは、会員より選出して補充するものとし、ただし、この場合は全会員に報告するものとし、また後任者の任期は、前任者の残任期間とします。	第5章 会計監査 第18条(会計監査定数と任務)（内容は変更なし） 第19条(会計監査の選出) 会計監査のうち1名は、<u>原則</u>、前年の役員より選出し、残り1名は教職員から選出することとし、総会において承認される必要があります。<u>ただし、欠員による対応など不測の事態においては事後の周知も可とします。</u> （第2項以降は削除）	委員を削除したことに伴い、「会計監査」に名称を変更します。 会計監査委員からの名称変更 不測の事態への対応ルールは細則で定めます。
第6章 学年委員、専門委員(生活委員、給食委員)、サポート委員、臨時委員 第21条(学年委員) 1. 学年委員は、各学級の保護者の代表を務め、学年ごとに学年委員会を構成します。 2. 学年委員は、教職員と保護者の連絡及び親睦を深め、学級、学年の運営が円滑にゆくように努めます。	第6章 <u>役員以外の会員の活動参加について</u> 第20条(活動への参加) <u>役員以外の会員については、役員会から必要に応じて呼びかけられる諸活動のサポートに積極的に携わります。</u>	学年委員、専門委員をはじめサポート委員、臨時委員についても廃止しますが、「役員や委員にならなかったから関係ない」ではなく、活動に積極的に携わることを明記しておきます。できる範囲で活動に参加できるボランティア登録のようなものも設

3. 学年委員は役員会と連携し PTA 行事や学校行事への協力などを行うものとします。 4. 学年委員は、次年度の役員候補者の選出に協力します。 5. 年度ごとの事業計画や自然災害などによる不測の事態においては、上記の活動内容に変更が生じる場合があります。 第22条(専門委員) 1. 専門委員は、専門委員ごとに専門委員会を構成します。 2. 専門委員の種類と任務は、次のとおりとします。 (1)生活委員 本校及び他の団体と協力して児童の安全安心の向上に努めます。 (2)給食委員 本校及び他の団体と協力して会員の学校給食への関心を高めるよう努めます。 3. 専門委員は、役員会と連携し PTA 行事や学校行事への協力などを行うものとします。 4. 年度ごとの事業計画や自然災害などによる不測の事態においては、上記の活動内容に変更が生じる場合があります。 第23条(サポート委員) 1. サポート委員は、6年生の保護者のうち、役員及び委員未経験となった会員が担います。 2. サポート委員は、役員会と連携し PTA 行事や学校行事への協力などを行うものとします。 第24条(臨時委員) 臨時委員は、特定の目的を遂行するため役員会の承認を得て設置され、その任務の終了により解散します。	(削除) (削除) (削除)	けていきたいと思っています。 市 PTA 協議会の関係で臨時委員を設定する必要性が出てきた場合のため、細則に記載は残します。
--	-------------------------------------	--

第25条(事業の遂行) 各委員会の計画を実行に移すときは、会長の承認を得るものとします。	(削除)	基本的に役員会で決定、施行していくことから削除します。
第26条(委員の選出及び任期) 委員の選出、任期は、細則で定めます。	(削除)	
第7章 運営委員会 第27条(運営委員会の構成) 運営委員会は、役員に加え、学年委員の正・副学年委員長、各専門委員の正・副委員長ならびに校長、教頭によって構成します。 第28条(運営委員会の開催) 運営委員会は、会長が必要と認めるとき、または運営委員会の4分の1以上の要請を受けたときに、会長が召集します。 第29条(運営委員会の任務) 運営委員会の任務は、役員会では審議しえない全体的な行事や案件について審議、処理することとします。	(削除) (削除) (削除) (削除)	運営委員会自体がなくなります。
第8章 会計 第30条(会計及び会計年度) 1. この会の経費は、会費及びその他の収入をもって、これにあてます。 2. 会費は、会員1家庭月額200円とします。 3. この会の収支は総会で承認された予算に基づき執行され、会計監査を経て総会に報告し、承認を受けるものとします。 4. この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。	第7章 会計と備品 第21条(会計及び会計年度) 1. この会の経費は、会費及びその他の収入をもって、これにあてます。 2. 会費は、会員1家庭月額200円を上限とし、予算案に応じて徴収する金額を役員会で決定するものとします。 3. この会の収支は総会で承認された予算に基づき執行され、会計監査を経て総会に報告し、承認を受けるものとします。 4. この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。	備品の取り扱いを明記しておきます。 ここも大きな変化です。上限金額は規約上定めておき、事業規模の縮小等によって、より低額にすることを可能とします。

第31条(慶弔規定) 会員等に対する弔辞及び傷病見舞い等については「枚方市立藤阪小学校PTA慶弔規定」において定めます。	<u>5. 年度途中の退会による会費の払い戻しは行わないものとします。</u> <u>第22条(この会所有の備品)</u> <u>1. 備品については、適切な管理に努めます。</u> <u>2. この会が所有する備品の取り扱いについては細則で定めます。</u> <u>3. 防災活用の観点から災害時には地域と共用するものとします。平時の貸し出しについては細則で定めます。</u> (削除)	基本的には年度ごとの加入となるため、加入者のみ会費を支払います。年度途中で退会しても事務執行上、払い戻しは難しいため、ルールとして定めておきます。 PTA が所有するテント、調理用具など備品登録のないまま保管しているため、一定の管理ルールを設ける考えです。 また、災害時に使えないと意味がないため、地域と共用できることを規約上にも定めておきます。 保護者及び教職員への慶弔対応の運用が現実的でないことから規約から削除し、連動する「枚方市立藤阪小学校PTA慶弔規定」も削除します。
第9章 PTA内諸団体(PTAサークル) 第32条(規定) 第2条に基づき、PTA会員の相互の親睦と研修を目的として、現会員、会員OB及びサークルの趣旨に賛同できる方によって結成された団体で、総会の承認を受けたものをいいます。 第33条(義務) サークルは以下の義務を負うものとします。 1. サークルの結成及び存続に当たってはその活動趣旨を明確にし、構成委員、活動内容について書面をもって、PTA全会員に報告しなければいけません。 2. サークルは新規会員の募集を随時行います。	第8章 PTA内諸団体(PTAサークル) 第23条(規定) 第2条に基づき、PTA会員の相互の親睦と研修を目的として、現会員、会員OB及びサークルの趣旨に賛同できる方によって結成された団体で、総会の承認を受けたものをいいます。<u>義務や団体の性質については細則で定めます。</u> (削除)	「総会での承認が必要である」とこと以外の詳細のルールについては細則で定めます。

3. 存続は1年度制とし、総会の承認を必要とします。 第34条(独立性) サークルは、PTA本体から通常の活動範囲において制限を受けませんが役員会の要請には原則として従わなければいけません。また、サークルの活動費用については、PTA本体の会計とは独立します。 第35条(違背) 第32条から第34条に違背するような場合には、役員会は該当サークルを即時解散することができます。	(削除)	
第10章 規約の改正と細則 第36条(規約の改正) 規約の改正は、総会の決議を必要とします。 第37条(細則) この規約の施行に必要な事項については、細則で定めます。	第9章 規約の改正と細則 第24条(規約の改正) (内容の変更なし) 第25条(細則) この規約の施行に必要な事項については、細則で定めます。<u>細則の改正は役員会で決定します。</u>	細則の改正に関する規定も規約に明記しておきます。